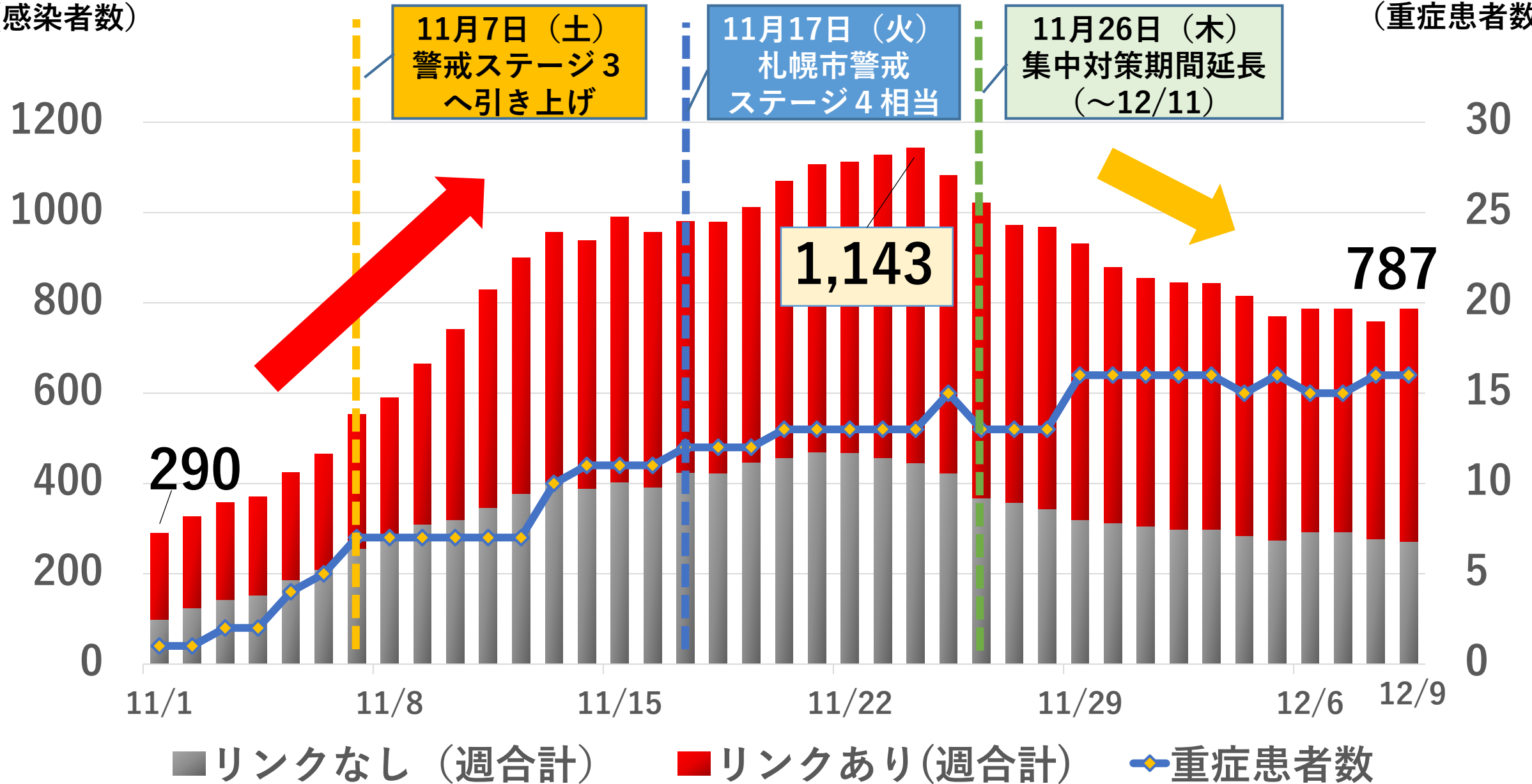


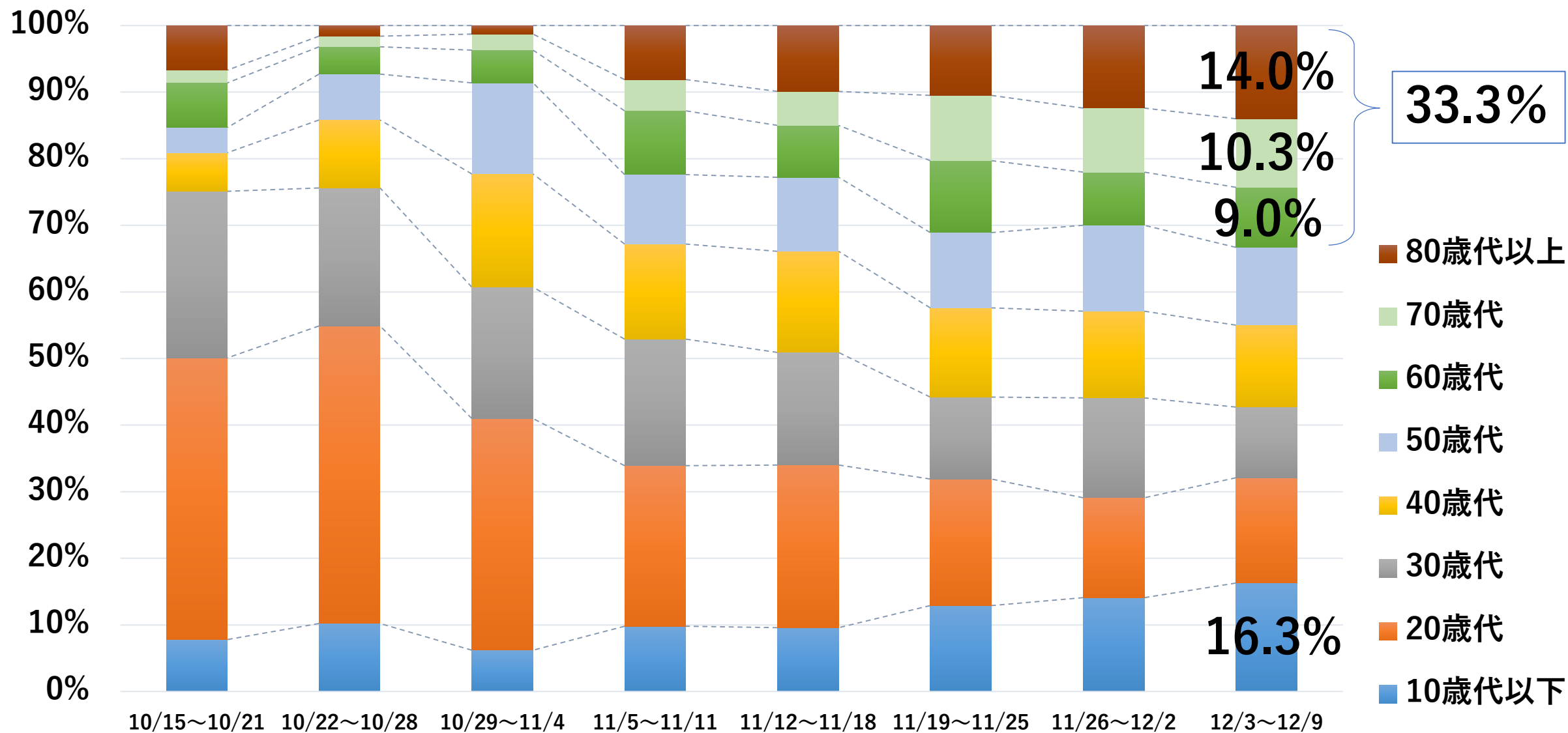
市内新規感染者数と重症患者数の推移

(感染者数)

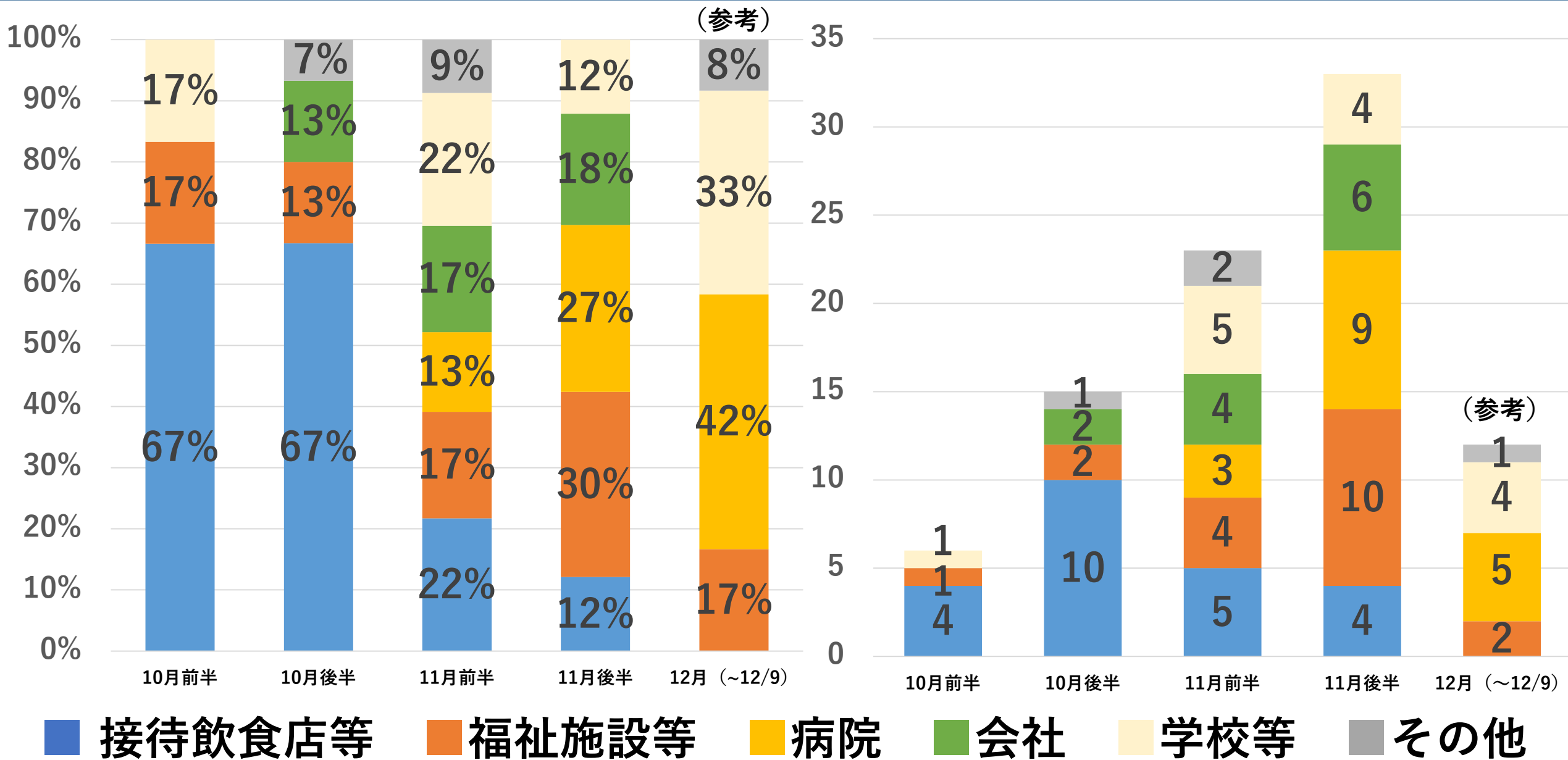
(重症患者数)



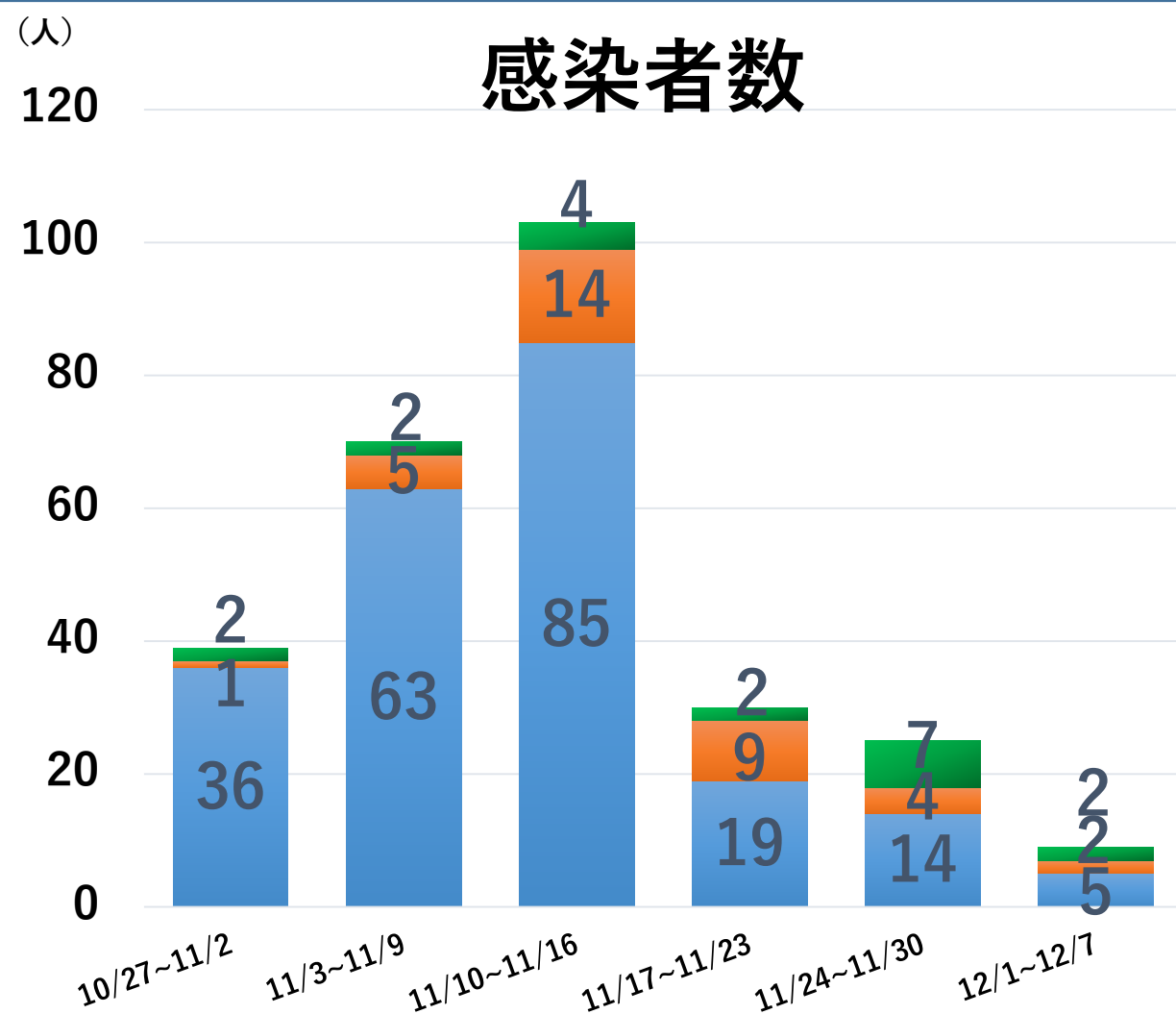
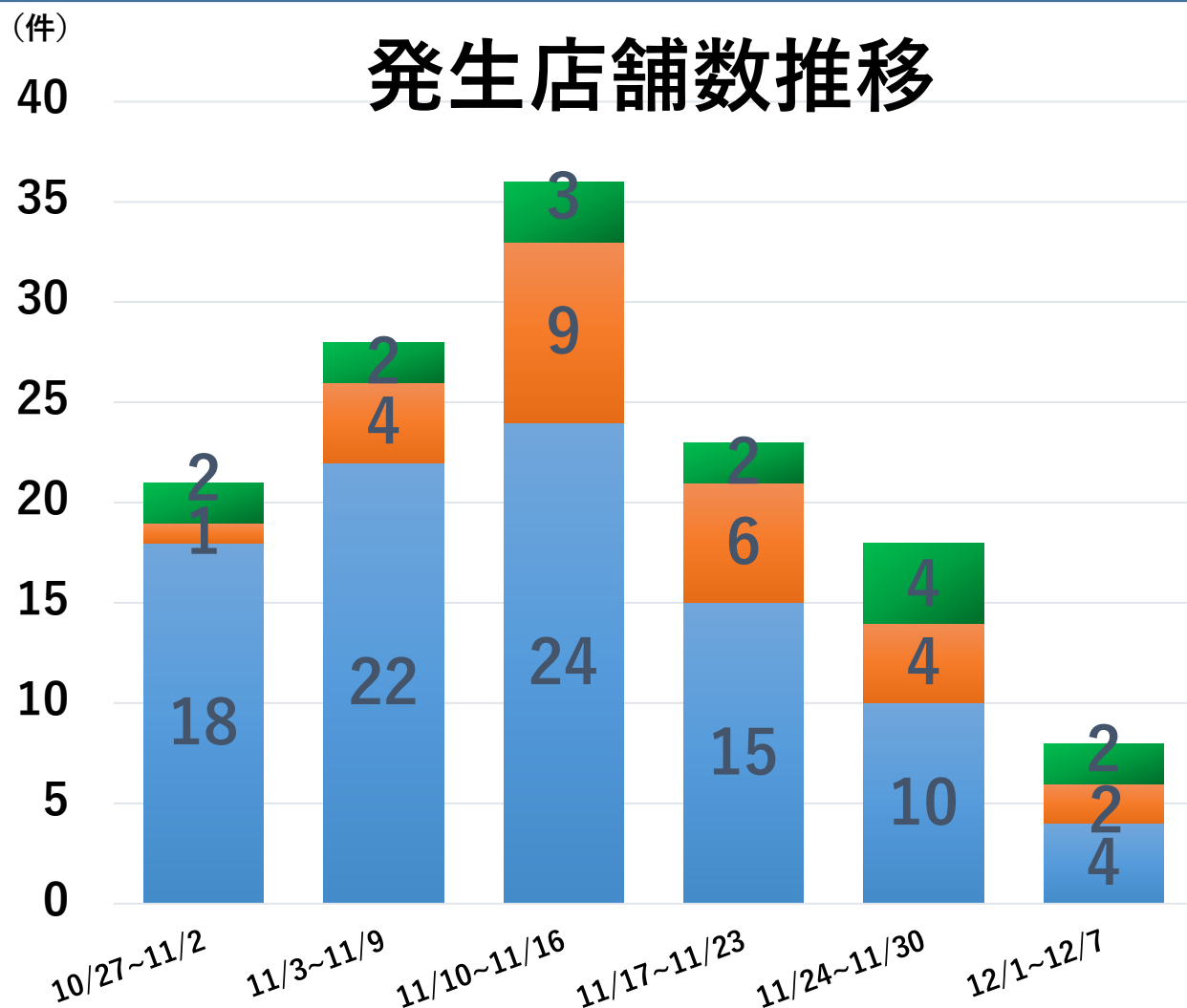
市内年齢別感染者数の割合



市内集団感染事例（10月～）



営業時間短縮等要請施設の感染状況



■ ①接待飲食店等 ■ ②酒提供飲食店等 ■ ③酒類提供料理店等

※ ①ニュークラブ、ホストクラブ等 ②バー、ナイトクラブ等 ③居酒屋、ラーメン店、そば屋等

事業者の皆さまへの協力要請

12月12日(土)～12月25日(金) (14日間)

対象施設

札幌市内

接待を伴う飲食店

※風営法第2条第1項第1号
に該当する営業を行う店舗

すすきの地区

酒類提供を行う飲食店
(バー、ナイトクラブ等)

※南3条～南8条、西2丁目～西6丁目の区域
狸小路は、狸小路1丁目～7丁目までのアーケードに面している店舗

- ・酒類提供を行うカラオケ店
- ・酒類提供を行う料理店等
(居酒屋、ラーメン店、そば屋等)

要請内容

休業

営業時間短縮

営業時間は
「午前5時～午後10時」

酒類提供時間短縮

酒類提供時間は
「午前5時～午後10時」

「北海道スタイル」に基づく対策を徹底

支援金と問い合わせ先

内 容

(仮称) すすきの地区等第三次対策協力支援金

○接待を伴う飲食店⇒1店舗あたり60万円

○酒類提供を行う飲食店、カラオケ店、料理店等
⇒1店舗あたり30万円

【主な条件】

12月12日(土)～12月25日(金)の全ての期間において協力要請に応じること

※今回新たにご協力いただく事業者などは12月14日(月)から

問 い 合 わ せ

専用ダイヤル

○開設時間 8：45～17：15（土・日・祝日を含む毎日）

○電話番号 0570－200－105

すすきの地区における新たな取り組み

■感染リスク低減のための正しい知識の共有

- 経営者等との意見交換会・勉強会の実施

- 感染拡大防止のための手引書の作成・普及啓発

■安心して訪問できる環境づくり

- 従業員の定期的なPCR検査受検の支援

- PCR検査の協力店で感染者が発生した際の支援

- 手引書に沿った感染防止対策への支援

市民の皆さまへ

基本的な感染対策の徹底

小声

×

マスク

×

換気

×

手指
消毒

市民の皆さまへ

12月25日までは

■感染リスクを回避できない場合には

✓不要不急の外出を控える

✓市外との不要不急の往来を控える

市民の皆さまへ

12月25日までは

■接待を伴う飲食店の利用を控える

■すすきの地区で午後10時以降も

酒類提供している施設の利用を控える

市民の皆さまへ

集中対策期間（1月15日まで）中は

■忘年会や新年会では

✓同居の家族以外との5人以上の集まり
は控える

✓2時間を超える長時間の飲食は控える

市民の皆さまへ

集中対策期間（1月15日まで）中は

■年越し、初詣などでは

✓感染リスクを回避できない場合は、
行事への参加を控える

市民の皆さまへ

集中対策期間（1月15日まで）中は

■今年の年末年始の過ごし方では

✓帰省や旅行を控える

✓家の近くで屋外の冬の遊びを楽しむ

✓年末年始の挨拶は、オンラインを活用する

事業者の皆さまへ

集中対策期間（1月15日まで）中は

- テレワークや時差出勤などの実施
- 年末年始のあいさつ回りを控える
- 休憩・食事場所など、感染リスクが高い場所を再点検する
- 年末年始の従業員の休暇取得を促し、休暇時期を分散させる